

臨時代理報告第1号

鳥栖市育英資金奨学生の資格要件の改定について

鳥栖市育英資金奨学生の資格要件の改定について、鳥栖市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則第4条第1項の規定により臨時代理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成31年2月20日

鳥栖市教育委員会
教育長 天野 昌明

鳥栖市育英資金奨学生の資格要件の改定について

1 改定の目的

本市育英資金貸付事業において、奨学生は借用証書に係る印紙税を負担している。「特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置」の適用を受けて奨学生の税負担をなくすため、本制度の要件を満たすよう、奨学生の資格要件を改定した。

2 「特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置」の概要 ※次ページ参照

- ・平成28年度税制改正において平成28年4月から平成31年3月までの時限措置として創設された。平成31年度税制改正により、適用期限が平成34年3月まで延長される予定。
- ・適用を受けるための要件は以下のとおり。
 - ①貸与対象者が高等学校段階以降の学校教育に属するものであること
 - ②無利息であること
 - ③日本学生支援機構第二種学資金と同程度の家計基準を設けていること
 - ④特定の法人等の従業者やその親族のみを対象とする貸付けではないこと
 - ⑤貸与主体への就職等、貸与主体に直接的な利益をもたらす条件が課されていないこと
- ・平成31年度の申請期限：平成31年2月15日 ⇒ 1月24日付で申請済み
- ・非課税措置は文科省の確認を受けた日以降に提出される借用証書について適用される。

《参考》 日本学生支援機構第二種学資金の家計基準（一部）

区 分		通学形態	年収・所得の上限額 (4人世帯の場合)	
			給与所得世帯 (年収)	給与所得以外の 世帯(所得)
高等専門学校	国公立	自宅	1,062万円	654万円
	私立	自宅	1,106万円	698万円

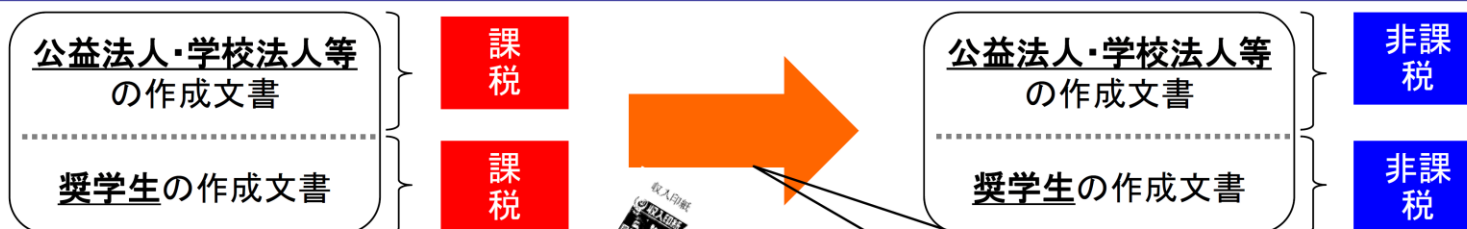
3 改定の内容

上記の制度適用要件のうち③を満たしていないため、「貸付の手引き」やホームページに掲載している奨学生の資格要件を以下のとおり改め、選考の際はこれに則ることとする。

改 定 前	改 定 後
1 申込者（生徒・学生）が鳥栖市内に住所を有していること	1 申込者（生徒・学生）が鳥栖市内に住所を有していること
2 申込者が高等学校、高等専門学校に進学しようとしている又は在学していること	2 申込者が高等学校、高等専門学校に進学しようとしている又は在学していること
3 申込者に勉学意欲がありながら、経済的理由により修学が困難であること	3 申込者に勉学意欲がありながら、経済的理由により修学が困難であること（ <u>年収・所得の上限額は日本学生支援機構第二種奨学金の基準に準じる</u> ）
4 育英資金の返還が確実であり、連帯保証人2名をたてることができること	4 育英資金の返還が確実であり、連帯保証人2名をたてることができること

特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置

公益法人・学校法人等が実施する、経済的理由により修学困難な生徒又は学生に対する無利息等の条件で行われる奨学金貸与事業について、借用証書等に係る印紙税を非課税とする（平成34年3月31日までの措置）。



＜課税額＞
 ※下記金額の記載のある文書ごとに課税
 ・50万を超え100万以下：1,000円
 ・100万を超え500万以下：2,000円
 ・金額の記載がないもの：200円

無利息その他一定の条件で行われること
 について、文部科学大臣の確認を
 受けた奨学金貸与事業に限る

■印紙税免除のスキーム

奨学金貸与事業者
 ○公益社団法人・公益財団法人
 ○学校法人・準学校法人
 ○国立大学法人・公立大学法人 等

(1) 申請
 奨学金募集要綱、
 貸借契約書等のひな型

【必要記載事項】
 ①貸与対象者
 ②利息の有無
 ③貸与に伴う条件
 ④家計基準

文部科学省

行政庁が【確認】

①貸与対象者が高等学校段階以降の学校教育に
 属するものであること
 ②無利息であること
 ③日本学生支援機構第二種学資金と同程度の家計基準
 を設けていること
 ④卒業後に貸与元法人への就職を条件とするなど
 直接的な利益をもたらす条件が課されていないこと
 など

(2) 交付 確認書

(3) 貸与 貸借契約書等
 ※印紙税負担なし

奨学金被貸与者

確認を受けた募集要綱に
 係る書類である旨を記載

(4) 提出 借用証書、確認書等
 ※印紙税負担なし

